

# 世羅町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 世羅町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 12 年 度 ( 16 年 )	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	14.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	小国地区 1区		
処 理 場 数	小国地区汚水処理施設 1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金と世帯人数料金を組み合わせた二部料金制を採用。(別紙1)				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	事業の形態ごとに区分し設定した料金制を採用。(別紙1)				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	生活保護世帯は免除とする。また、集会所については基本料金とする。(別紙1)				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>2</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,240 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>2</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,999 円
	平成26年度	3,240 円		平成26年度	4,038 円
	平成25年度	3,150 円		平成25年度	4,015 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	平成16年の合併(3町・水道企業団)に伴い、旧世羅西町で行っていた農業集落排水事業を上下水道課が引き継ぎ現在に至る。 なお、人件費については農業集落排水特別会計で支出しているが、業務は下水道事業も兼務している。(別紙2)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付している。  
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確且つ簡明に把握することが可能となる。

2. 経営の基本方針

本町の農業集落排水事業は、農業用水域の水質保全や農村地域の生活環境の改善を図ることを目的に、平成7年度に事業着手し、平成12年度から供用を開始し現在に至っている。  
供用開始後16年が経過し、これまでの建設投資に伴う公債費の大きな負担に加え施設等の老朽化による維持管理費の増加が見込まれる反面、少子高齢化による人口減少に拍車がかかり料金収入の増加が見込めないことから今後益々厳しい経営を強いられることを見据え、限られた財源の中適正な事業計画と財政計画を基に健全経営に取り組む必要がある。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の農業集落排水事業は平成11年度に事業完了していることから、新規建設改良費は計上していない。しかしながら、処理施設や設備の老朽化に伴う大規模な修繕工事が見込まれるため、世羅町農業集落排水施設最適整備構想に基づき平成30年度から平準化を図りながら計画的な修繕工事を行うよう経費を計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
 今後は少子高齢化等による人口減少により使用料収入の減少は避けられないと予測している。

・地方債について  
 建設改良事業は平成12年度で完了しておりそれ以降地方債は発行していない。地方債残高も償還のピークが過ぎ当初発行額の487,900千円に対し、216,853千円(平成28年度末)と約60%償還している(償還最終年度:平成42年度)。

・他会計繰入金  
 世羅町農業集落排水施設最適化構想に基づき平成30年度から施設等整備工事費を平準化し計上しているため、一般会計からの繰入額が増加すると見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・企業債元利償還金に関する事項  
 既往債の元利償還額を計上

・修繕費に関する事項  
 世羅町農業集落排水施設最適化構想に基づき、施設等の修繕は平準化を図りながら複数年に渡って計画的に行うこととしており、大規模な工事(平均:5,160千円)と見込み投資的経費に計上しているため、修繕費は平成28年度予算額を計上している。

・その他の関する事項  
 処理水量減少の割合と、それに伴う経費の減少割合が一致するとは言えないことから、平成28年度以降は平成28年度当初予算ベースで算出した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の農業集落排水事業処理区域は、地理的条件、費用対効果の面において他自治体との広域化連携は現実的でないとする。
投資の平準化に関する事項	世羅町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、平準化を図りながら順次更新工事を行っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はないが、将来的には使用料体系の見直しを含めた、使用料の適正化について検討する必要があると考える。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため検討していない。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	世羅町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、平準化を図りながら順次更新工事を行っていく。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を再度検証し取り組んでいく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の総合的な見直しは3年から5年毎行うが、健全経営に向けた状況把握のため毎年度進捗管理、検証を行い、必要に応じて更新を行っていく。
---------------------	---



投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度				
収支再差引	△ 398	514	△ 921	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
積立金	(K)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
前年度からの繰越金	(L)	409	922													
前年度繰上充用金	(M)															
形式収支	(N)	414														
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)															
実質収支	(P)	414	922													
(N)-(O)	(Q)															
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$															
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	72	70	67	68	68	66	66	65	64	64	64				
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)															
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	14,358	14,250	14,521	14,222	14,122	13,925	13,828	13,731	13,635	13,539	13,445				
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$															
他会計借入金残高	(W)															
地方債残高	(X)	251,152	234,187	216,853	199,142	181,046	162,555	124,355	104,627	84,469	64,848	44,948				
○他会計繰入金																
区分	年度															
収益的収支分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度				
うち基準内繰入金	27,012	23,806	23,306	24,150	23,863	23,568	23,264	22,948	22,624	22,289	21,953	21,630				
うち基準外繰入金	4,504	4,528	4,525	4,521	4,518	4,515	4,512	4,508	4,505	4,501	4,497	4,495				
資本的収支分	22,508	19,278	18,781	19,629	19,345	19,053	18,752	18,440	18,119	17,788	17,456	17,135				
うち基準内繰入金	16,923	19,601	17,658	18,035	23,580	23,974	24,377	24,754	25,175	25,775	25,237	25,516				
うち基準外繰入金	101	103	106	110	113	116	119	123	126	130	134	134				
合計	16,822	19,498	17,552	17,925	23,467	23,858	24,258	24,631	25,049	25,645	25,103	25,516				
	43,935	43,407	40,984	42,185	47,443	47,542	47,641	47,702	47,799	48,064	47,190	47,146				

(単位:千円, %)

(単位:千円)

## 使用料金一覧

区分	1箇月当たり施設使用料(消費税及び地方消費税を含む。)							摘要
一般家庭	基本料	1,620円	世帯人員割り(1人当たり)540円	最高限度額	5,940円			一般住宅、併用住宅
生活保護世帯	使用料は、免除とする。							一般住宅
事業所・事務所等	常時雇用する従業員数							住宅を持たない事業所
	1～10人	11～20人	21～40人	41～60人	61～100人	101人以上		
飲食・鮮魚理美容・仕出し 豆腐製造業等	2,700円	5,400円	10,800円	21,600円	43,200円	54,000円		
病院・医院等公共施設	経営主の一般家庭使用料金に業務料金2,700円を加算する。ただし、区域内に住居と店舗を別棟で所有する者も同様とし、区域内に店舗のみ所有する者は、3,780円とする。							併用住宅を含む
アパート・貸家等	規則で定める基準により算定した処理対象人員を基に、番号3の「事業所・事務所等」の区分を適用して得た額とする。ただし、併用住宅については、一般家庭基本料 1,620円、世帯人員割り(1人当たり)540円を加算する。							併用住宅を含む
集会所等	入居1世帯当たり	基本料1,620円						振興区等で運営の集会所
	入居者人員割り(1人当たり)	540円						
	基本料	1,620円						

組織図

